

2022年12月16日

各位

株式会社オウケイウェイヴ  
代表取締役 杉浦元  
(コード番号: 3808 名証ネクスト)  
問い合わせ先 経営管理部  
電話番号 03-6823-4306

## 株主からの提訴請求に対する対応について

当社は、2022年10月20日、当社の個人株主である、杉浦元氏から、当社代表取締役宛て「監査役に対する訴え提訴請求書（Raging Bull合同会社の件）」と、当社監査役宛て「取締役に対する訴え提起請求書（Raging Bull合同会社の件）」を受領しておりましたが、今般、これに対する対応を決定致しましたので、お知らせいたします。

代表取締役宛て「監査役に対する訴え提訴請求書（Raging Bull合同会社の件）」では、現旧監査役計3名に対して、RB社へ預託した金銭が回収不能に陥った件（以下、「本件取引」とする）について、一連の不作为が監査役としての取締役に対する監査業務（会社法381条1項）ないし、善管注意義務（会社法330条及び民法644条）に違反すること、そして、当該任務懈怠によって前記損害を被ったとして、総額34億3459万7500円の損害金およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及の訴えを提起することが請求されております。

また、監査役宛て「取締役に対する訴え提起請求書（Raging Bull合同会社の件）」では、旧取締役3名に対して、本件取引について、一連の行為は、経営判断の誤りという範疇に留まるものではなく、事情によっては業務上横領ないし特別背任罪が成立する可能性があり、少なくとも取締役としての善管注意義務（会社法330条及び民法644条）及び忠実義務（会社法355条）に違反すること、そして当該任務懈怠によって前記損害を被ったとしております。また、旧取締役1名に対しては、取締役としての善管注意義務（会社法330条及び民法644条）及び忠実義務（会社法355条）に違反すること、そして当該任務懈怠によって前記損害を被ったとしております。これらの理由により、旧取締役4名に対して、総額34億3459万7500円の損害金およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める責任追及の訴えを提起することが請求されております。

### （旧取締役について）

上記2つの提訴請求を受け、提訴請求の対象とされていない当社社外監査役は上記提訴請求で主張されている事実の有無および責任について検討いたしました。同社外監査役は、第三者委員会の調査の結果検討のほか、議事録類等の検討、元従業員からの聞き取り調査等をふまえ、専門家である弁護士にも相談して検討した結果、旧取締役、現旧監査役に対して、善管注意義務違反ないし忠実義務違反に基づく責任を問うるものの、訴訟提起を行う場合において見込まれる多額の費用の支出の必要およびその時期、ならびにゴーイングコンサーンとしての当社の経営資源の状況等をふまえると、提訴請求の受領より60日以内の段階という期間内に提訴をすることについてはやむを得ず控えざるを得

ないものと判断いたしました。同社外監査役は、提訴請求株主の主張する各旧取締役に対する責任追及の必要性自体を否定するものではなく、当該株主より株主代表訴訟の提起があった場合には、当社として、必要に応じて速やかに当該株主（原告）側に補助参加する等の適切な方法により、当社の被った損害の可及的な回復に努める意向です。

（提訴請求の対象とされている現旧役員（現旧監査役を含む）について）

上記2つの提訴請求を受け、当社は、取締役会において、上記提訴請求で主張されている事実の有無および提訴対象とされている現・旧役員に対する責任追求の是非について検討を試みました。第三者委員会の調査結果のほか、議事録類等、元従業員からの聞き取り結果等をふまえ、専門家である弁護士にも相談した結果、提訴対象役員に対して善管注意義務違反ないし忠実義務違反に基づく責任を問うるものの、訴訟提起を行う場合において見込まれる多額の費用の支出の必要およびそのタイミング、ならびにゴーイングコンサーンとしての当社の経営資源の状況等をふまえると、提訴請求の受領より60日以内という短い期間内に提訴をすることについてはやむを得ず控えざるを得ないとの判断に至りました。

なお、当社は、提訴対象役員に対する責任追及の必要性自体を否定するものではなく、訴外での損害賠償交渉あるいは当該株主より株主代表訴訟の提起があった場合には必要に応じて速やかに当該株主（原告）側に補助参加する等の適切な方法により、当社の被った損害の可及的な回復に努める意向です。

以 上